

報道関係各位

平成 22 年 10 月 12 日

照会先

労働基準局 安全衛生部

化学物質対策課 化学物質評価室

室 長 島田 和彦(内線 5508)

室長補佐 長山 隆志(5511)

化学物質情報管理官 寺島 友子(5518)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3502)6756

平成 21 年度のリスク評価結果を踏まえた 「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」 報告書の公表

～酸化プロピレンなど4物質を特別規則の規制対象とし、
製造・使用者に必要な防止措置を義務付けることなどを提言～

厚生労働省では、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、有害性が疑われる物質のリスク評価を行っています。このほど、平成 22 年 6 月に取りまとめられた「化学物質のリスク評価検討会」における検討結果を踏まえ、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」（座長：菅野誠一郎（独）労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ部長）を開催し、有害性評価及びばく露評価の結果リスクが高いと判断された 4 種の化学物質について、具体的な健康障害防止措置の検討を行い、報告書に取りまとめましたので公表します。

同検討会では、対象とした①酸化プロピレン、②1,4-ジクロロ-2-ブテン、③ジメチルヒドラジン、④1,3-プロパンスルトンのいずれについても、特定化学物質障害予防規則による規制等が必要とし、リスクの程度に応じて製造・使用者に対して必要な措置を講じることを義務付けるよう、報告書（別添）に取りまとめました。

厚生労働省では、本報告書を受けて関係政省令の整備を予定しています。また、これらの化学物質によるばく露を減らすため、政省令の改正・施行を待つことなく、関係事業者には適切な管理を行うよう行政指導する予定です。

なお、本報告書は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudou>)